

第34回和光市個人情報保護審議会会議録

開催日	平成31年2月25日（月）10：00～11：05
開催場所	和光市役所4階 402会議室
出席者	田中義久委員、斎藤智文委員、竹村幸子委員、山崎すみ子委員、 木暮晃治委員、佐々木好評委員（以上6名出席） （事務局）鈴木総務部次長、山浦情報推進課長、大塚課長補佐、 大塚主任、清水主事補
欠席者	津山由佳委員、伊藤直良委員
議題	1 個人住民税データ入力業務の受託者における契約及び法令違反について 2 その他
資料	次第 資料 ・個人住民税データ入力業務の受託者における契約及び法令違反について ・業務委託関係図 ・平成31年1月8日AGS株式会社公表資料

1 開会

10時00分開会。

2 次長あいさつ

3 議題

- (1) 個人住民税データ入力業務の受託者における契約及び法令違反について

＊事務局からの説明（大塚課長補佐）

＊質疑応答等

（田中会長） 事務局から説明があったわけですが、最初にわからない点があればお願いいたします。

（竹村委員） AGSが再委託、再々委託した会社の名前や所在地は市は把握されているのですか。

（大塚課長補佐） はい。

（竹村委員） それは契約書の中にきちんと書いてあるのですか。

(大塚課長補佐) 再委託、再々委託について我々に申し出がなかったもので、この件が発覚するまでは認識がなかったという形になります。ただ、この問題が発覚して報告を受けたときに、それらの業者がどこの事業者だということを報告を受けております。

(竹村委員) 市としてはA G Sだけに委託をしていたという認識でしたか。

(大塚課長補佐) 平成27年、28年に同意書があったのですが、その内容はどこに委託をしていたか、どういう業務を委託していたかが明確でない同意書で、その当時手続は不十分だったと考えています。自分が担当した平成29年度からの契約においては、過去の契約書等を見ることなく手続を行っていました。そのため、過去に同意をしていたという事実を把握できていませんでした。さらに以前当課に在籍していたときも再委託は行われていたようなのですが、その際も全く報告がなかった状況でした。

(田中会長) 再委託先、再々委託先というのは明らかにできないのですか。

(大塚課長補佐) 公表資料にも伏せているのですけれども、A G Sが同意を得る手続きを怠っていたというところが問題なので、再委託、再々委託の業者の問題ではないところなので公表はしていなかった。そういう趣旨で再委託先、再々委託先の名称は公表していません。

(田中会長) 議会等に対してもですか。

(大塚課長補佐) はい。

(田中会長) 隠す意味がないですよ。本来であれば、A G Sが再委託をする場合は承諾を求めるということなので、どこに委託するということで、市で再委託の適正化とかは判断すべき事項になると思うので、具体的にどこの会社、会社の資料とともにこういう会社ですと、実績等も含めて、そういうことも含めてそこに委託したいと、それで承諾を得るという形をとるのが通常ですよ。ですから、公表のレベルはどこまでするかにしても、例えば審議するとか、意見を求めるときには具体的に資料が出ないと。その辺も含めて市のほうもどうなのかなと思います。今まで公表はしていな

いということですか。

(大塚課長補佐) 国税庁とかさいたま市でも似たような案件があったのですけれども、再委託の適切な事務を行っていないということに関しては公表をしているのですが、その先の詳細は出しておりません。和光市も同じような形で対応をしています。

(佐々木委員) こちらの4万件の件数は下請けに回した件数ですか。この件数は手続の総件数に対して多いか少ないか、これからの対策は違ってくると思います。

(大塚課長補佐) 当課では、総件数については把握をしていません。

(佐々木委員) そもそも業者に委託をする際に定期的に見直しをしていますか、例えば入札を2年置きにしたとか。

(大塚課長補佐) 今回の件に関しましては、システムをA G Sから提供を受けていて、そのシステムに関する処理ということもあって、システムの選考と業務委託はセットになります。作成された入力データをA G Sが管理しているシステムに取り込む形になるので、ほかのベンダーにお願いした場合、作業コストがかかります。

今回業務委託に関しては、システムを選考をするときは、複数の事業者によるプロポーザルで評価をして選択をしました。そういう意味でシステムの選考が本業務の業者選考ということにもなります。

(田中会長) 住民情報システムという総合システムで委託をしているのですね。これは何年間か継続しているんですね。これは何年契約ですか。

(大塚課長補佐) 通常5年契約で再リースで1年間機械を継続利用するのが多いのですが、大体5年契約です。

(田中会長) 佐々木委員がお聞きになりたかったのは、それを定期的に見直しをやって、入札等をやっているかということだと思うんです。それはプロポーザル、提案方式で選んでいる。その業務の一端としてこの業務があったということですね。この業務を取り上げてどこかにというのはシステム上は難しい。

(大塚課長補佐) システムを選択する際にそういうところを選考することになります。また今回、マイナンバーの制度が始まっ

たり、システムもサーバーからクラウド化するという過渡期にあって、5年前は業者の選考ではなく検討した結果で引き続き同じ業者を選考するという形をとっておりました。今のシステムにしたときには10年前にプロポーザルによって業者を選考しました。

(佐々木委員) そのときをお願いすることは、その代わりにシステムをつくってくださいということですか。

(大塚課長補佐) もともと事業者の持っているシステムを導入するという形なのですが、そのときには3社いたのですが、システムを提案してもらって、その中でコストとデモとプレゼンの3つを総合的に評価してその業者を選考しました。

(山崎委員) このシステムの中で、和光市からAGSに原票を出す。この中にデータとしてマイナンバーが含まれているであろうものがこの件数という考え方ですか。

(大塚課長補佐) そうです。

(山崎委員) それでは、紙ベースで出てきたものはもっとあるということですか。

(大塚課長補佐) いいえ、紙で業者で送った総件数がこの件数です。その中の一部にマイナンバーが含まれていたということです。

(山崎委員) マイナンバーが含まれている件数は把握できますか。

(大塚課長補佐) できておりません。給与支払報告書の総括表に関しては、個人事業主の場合には法人番号を書いていないケースと書かない代わりに自分のマイナンバーを書くケースがありまして、自分の個人番号書いた件数が把握できておりません。税のそれ以外の資料についてもマイナンバーが記載されていなくても受け付けて処理をするケースもあるので、この件数全部にマイナンバーが書いてあるかというのは全部原票を見ないとカウントできない状況です。

(山崎委員) それでデータ化されてこちらに来ているものはどのくらいあるのですか。

(大塚課長補佐) 全てがデータ化されて届く形になっております。

(山崎委員) それ以外のデータで挙がってきたものは何件ですか。

(大塚課長補佐) 紙ではなく、データで提出されたものを含めた手続の

総件数は把握していません。

(山崎委員) ここで一番問題になるのは原票をA G Sに出すわけですよね。A G Sがまた再委託先に原票を出しているというところが引っ掛かってくると思うのですが、ここからイメージデータをつくるときには原票とイメージデータは連結が可能ですか。

(大塚課長補佐) 連結というのは同じものかどうかということですか。

(山崎委員) イメージをつかって外注に出すときにはつながらないようにして出しているのですか。

(大塚課長補佐) A G Sから再々委託先に紙を渡します。そこでスキニングして画像をとります。紙と同じものがデータとして作成されます。それをデータにして、紙はA G Sに返す形になりますので、その紙とデータは全く同じものになります。物を見れば同じものがあることが確認できます。

(山崎委員) そのデータ化したものの保管はどのようにしていますか。

(大塚課長補佐) イメージデータに関しては、再々委託では外部とつながらない社内ネットワークのシステムに保管されています。それをパンチする再々委託先にデータで送って、入力をしてもらった後、パンチ入力データが送り返されます。データパンチ業者にイメージデータを移送するためのシステムは、相手方の業者としか授受ができないような法人向けの高セキュリティのシステムを使って渡しています。相手先はそのデータを見ながらデータをつくっています。データパンチ業務を行っている再々委託先に関してはデータ納品後の1カ月後にデータを削除しています。

(山崎委員) 削除というのは、データを全部消去してしまうのですか。

(大塚課長補佐) システム上で消去しています。

(山崎委員) 1カ月だけは残っているのですか。

(大塚課長補佐) 納品後1カ月は残っています。イメージデータを作成している業者は納品後3カ月でデータを消去しています。

(山崎委員) 再々委託先が3カ月ということですね。再委託先が1カ月で消去している。データの保存方法は。

(大塚課長補佐) システム上閉じたネットワーク上にあるシステムで処理しています。

(山崎委員) 完全に消去ができたかどうかというのは確認はとれない

ですね。

(大塚課長補佐) 業者から削除したという報告書はもらっています。今回の件を受けて当時本来A G Sが出してきて市に報告すべきものを受領しております。

(山崎委員) 1カ月後や3カ月後に消去しましたという報告は定期的に来るのですか。

(大塚課長補佐) この事業が1月から3月末までパンチをしていて、4月に市に納品されて、6月に課税通知する形なのですけれども、最後に納品が終わってからデータを消去する形なのですが、全部まとめて報告書を最後に送ってもらっています。

(山崎委員) その書類がA G Sから来るのですね。实际的に作業している先が不明ということですが、その辺は責任の所在というかだれが消去したのか、だれが保存して持っているのかというところがこちら側が見えないというのが問題。責任の所在を私たちがしっかり知る権利があると思うのです。今、説明を受けたからそれはいいということではなくて、やはり紙ベースで挙げていただいて、どこで仕事をしてということをきっちり提示する必要があると思うんですね。それはA G S側がなぜ出さないのかという根拠が見えないではないですか。ですから、和光市としては他市と並ぶのではなく、やはり責任の所在を明確にしてください。それにA G Sがこたえないならなぜこたえないかという根拠、理由を聞いて報告いただきたいです。

(田中会長) 先ほどの事務局の説明に対して不明な点、ご質問はほかにありますか。

(斎藤委員) 特定個人情報の漏えい等があった事実は認められていないと明記していますが、どのようにして調べるのですか。

(大塚課長補佐) 再委託先、再々委託先からA G Sが報告を受けて、それをこちらに報告を出してもらっています。それに関してはA G S株式会社が現地に行って、消した履歴を業者に確認しています。我々もA G Sからの報告を見るしかないところがあるのですが、A G Sが外部の弁護士に客観的な評価をしてもらっていて、そこに基づいて最終報告を出していただくこととなっています。その観点で最終報告はこれ

から出てくる予定なのですが、客観評価も踏まえて報告書として漏えいが認められなかったというところをもって最終的な報告になると考えています。

(斎藤委員) あとは期間が短いので、これから漏えいが起きる可能性もあるのではないですか。今のお話を聞いているとA G Sの報告で評価していると。A G Sが隠すということは考えられませんけれども、A G Sの言い分としてはないと。これから出るかもしれないということもまた事実ですよ。

(大塚課長補佐) 平成28年、29年のものに関しては先ほど言ったとおり、データは既に再々委託先からは消去されている状況です。そこから流れるかというのは、あり得る可能性がゼロと完全に言っていないかどうかというのは確かにおっしゃるとおりかもしれないです。

(斎藤委員) もう一つ質問なのですが、発生原因のところで平成27年度はちゃんと報告をして確認していましたと出ていますね。そうするとA G Sとしては再委託前提だと思うんですよね。最初からそういう前提でやっていたと思うんですけども、市側としては27年度に確認があったのに、28年度、29年度に確認がなかったことについて疑問は感じなかったのですか。

(大塚課長補佐) 28年度までは不十分な同意書が出ていて処理をしていた状況でした。29年度は同意書が出ていたという事実の認識がなかった。同意書が出ていないのはどうしてなのかという認識ができていなかったことについては私側の問題としてあったということができます。27年度はマイナンバーが記載されていないので同意をしても法令違反とはならなかった。

(斎藤委員) 今30年度の終わりですから、29年度もまだ消去されていないのではないですか。

(大塚課長補佐) 29年度の分は30年1月から3月に処理されていて1カ月及び3カ月で消されているので、7月時点で全部消えている形になります。

(斎藤委員) 図を見ると再委託は1社、再々委託は2社に見えるのですが、それは間違いないですか。

(大塚課長補佐) はい、間違いないです。

(斎藤委員) 合計3社ですね。事例なのですが、中国の四川省に知り合いの会社が埼玉県の製造業で大手企業の経理業務と人事業務のデータを四川省で処理をしていたというのを聞いて見せてもらいたかったのですが、見せてもらえないのですね。すごく厳密な管理をしていて、特別な部屋でやっていて、従業員もそこに入るときはスマホとかもちろん持ち込みだめですね。トイレも自由に行けない。自由に出入りができない状態の中で厳密にデータ管理している。ここまでやるんだなと思いながら中は見せてもらえなかったのも、外から見ていました。そのぐらい厳密にやっているところであればまだ信頼できるのですが、ちょっと心配な感じがするんです。

(大塚課長補佐) この2箇所は私が直接作業場に行ってきました。そこでは入退室はICカードや生体認証で管理をしています。作業位置に関しては、監視カメラを手元を映すようなカメラを用意していたりとか、対象の区画には作業員しか入れない。担当者が対面に見える形で監視しながら作業をしているなど、今年度も処理をするため再委託の同意をしたところなんですけれども、こういった取り組みをしているかというセキュリティの取り組みについて報告を受けています。データパンチの委託先は福島県いわき市にあって、同意するタイミングで行けなかったのですが、同意した後の確認で作業場や入退室管理、そういったシステム運用を徹底しているかということは確認をとっております。

(斎藤委員) 相手先の名前は把握しているのですね。

(大塚課長補佐) はい。セキュリティの認証もとっている事業者なので、単純に同意の手続が漏れていただけで高いレベルの対応をされていました。

(田中会長) 私から確認なのですが、特定個人情報ということでマイナンバー法に再委託の関係が抵触するということで今回発覚したわけなんですけれども、和光市では以前から個人情報保護条例があって、その中でマイナンバーのないものについても先ほども出ていましたが、個人情報を扱うものについては取り扱いについて契約時に全部交わしますよね。その中でも再委託の問題は承諾を得なければできませんとい

うことになっていると思います。今回の調査ではそこまで踏み込んだ調査だったのですか。個人番号を取り扱わない業者についても各所管に調査は行っていますか。

(大塚課長補佐) 今回は特定個人情報に絞って早急に調べたところがあります。それ以外についての再委託の同意については、これからの課題と考えています。今回の事例も含めてチェック強化の取り組みも含めて全体的に確認等をお願いすることになると思います。

(田中会長) 説明についてはよろしいですか。このことに関して何かご意見があればお願いいたします。

(木暮委員) この問題では、会社の人事管理とシステム管理が重要であります。

情報を扱う人の配置とかシステム管理のUSBの取り扱い、システムの独立性などが挙げられます。中央官庁ではPCにUSBを挿入すると自動的に記録される様に改善され組織外に情報が流れないようになっています。PCからデータを削除するのも困難になっています。私も今月、PCの故障でリカバリーをしましたがいとも簡単に製造元でデータが復元されました。情報の取り扱いは長い時間で考えなければなりません。現在時点をもって、データを削除したとか「特定個人情報の漏えい等があった事実は認められない」とは信じ難いと思います。

(竹村委員) 委託契約の中の情報の見直しをしなければいけないと思いました。日本の契約というのはあいまいな部分を残しておくことが多いのです。文言のあいまいさがトラブルが起こす原因になると思うんです。契約書で外部委託する場合も契約者側に報告義務があるとかにしたほうがいいと思うんです。市から問い合わせをしなかったのは悪かったではなくて、必ず向こうから月に一回報告義務があるとか、そういうことを契約書の中に入れて、契約内容を厳しくされたほうがいいのではないかと思います。アメリカの契約を見ると罰則規定があったり、一担当者がやったことでも全部会社が責任を負うとかあります。あいまいな文言は避け、きちっと情報管理をしてほしいです。漏れたものを回収するのは大変ですし、大事な住民の基本データですから、行

政は厳しく契約内容を改善されたほうがいいのではないですか。

(木暮委員) A G S 株式会社を今後も利用していくのであれば、A G S 株式会社を育てていくことが大切です。和光市役所の情報システムは高いレベルにあると確信し安心しています。情報は蟻の一穴から漏れ、静かに拡散していきます。何年後かにマイナンバーに起因する事案が生起しないことを祈るのみです。

(山崎委員) 契約の段階でこことここに再委託を出しているということを契約した中で責任所在がそこに見えてきます。契約の段階で何が何の作業をするということをしっかり提示した上で契約ができると思っています。先ほどプレゼンがよかった、コストが低いからという問題以前にそういうことの視点が大事かなと思います。このA G S を育てるという意味でも厳しい視点でもいいのではないですか。

(佐々木委員) A G S の公表資料もありますが、具体的にどのように請け負うとか数値で段階的でもいいので見える形にしていたきたいです。

(斎藤委員) 内製化と再委託の問題ですけれども、内製化を要請と出ているのですが、再委託先がしっかりしていれば変な内製化よりいいかもしれないですね、アルバイト雇ってどこかでやらせていると余計心配ですから。先ほどおっしゃったようなきっちり管理された状態の再委託先であればむしろ下手な内製化よりいいかもしれないので、内製化を徹底して要請すると逆にまずいこともあり得るかもしれないというのが私の意見です。契約をきっちり細かくするというのも大事なことですし、全部管理できなくてもあとはA G S の責任ですから、報告はしてもらわないといけませんが、再委託先、再々委託先を見るA G S の責任です。再委託先にある業務内容をわかる人、チェックできる人が見ておいたほうが市として責任がとりやすいのかなと思います。丸投げではなく管理をするということが大事だと思います。

(田中会長) 私が思ったのは、これは総合システムなので長期的に使うことが多いと思うのですね。業者選定の意義は金額ではな

く、今までもやっておりますように、特にこれから情報管理、情報については一度漏れたら回収しようがないということになりますので、その辺も十分考慮しながら業者を選定していただきたいです。

それから市の職員1人1人が外部委託する場合の意識をしっかりとっていただくよう情報推進課が中心となって、庁内全体のレベルアップをする形で研修なり、情報提供、契約情報を具体的にというご意見も出ていましたが、そういうことのサンプル化を全庁的に統一的に使わせる。今もやっているように思いますがさらに踏み込んだ形でかかわっていただければ望ましいと思います。

もう一点、個人番号の事務に特化するのではなく、ほかの特定個人情報よりもっとシビアな情報、福祉関係とかたくさん扱っていると思いますので、その辺の個人情報に対する認識をやはりシステム上、契約、職員意識、その辺をぜひこの機会に見直しをしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

(大塚課長補佐) 皆さんからいただいたご意見を踏まえて今後適切に事務をやっていけるように注意してやっていきます。ありがとうございます。

(田中会長) 今、各委員から出た意見をもとに今後の対応の参考にしていただいてセキュリティのアップに努めていただきたいと思います。

議題2その他、事務局から何かありますか。

(事務局) なし。

4 連絡事項等

(田中会長) それでは、以上で予定された議題はすべて終了しました。

本日の審議会は閉会させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

11時05分 閉会

以上